

○財務省告示第三百六十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十一年十月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月六日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第一百

三回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を

の法律及びその 図るための公債の発行及び財政

特例に関する法律（平成二十一

年法律第十七号）第二条第一項

並びに特別会計に関する法律

（平成十九年法律第二十三号）

第四十六条第一項及び第六十二

条第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第I非

四 発行方法

三 振替法の適

用等

四 発行方法

十四 初期利子

式により算出した金額を第二
十号の規定する期日に払い込
むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times 33}{100 \times 365}$$

(二) 発行時に、その利息に
係る所得税が源泉徴収され
るものとして又は振替口座
の口座記帳又は記録される
のよりに算出した金額から該
金額に百分の二十を乗じた金
額（おたし、当該国債を発行
時においたし、当該国債を発
行者又は外国人居合算
住者又は前記(一)の算
出た金額に適用を受ける者又
は外国税人が適用される金額
は除外税率を乗じた金額）を
控除することができる。

平成十二年三月十日を支払
期とし、次の算式により算し
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子 第二期以

平成二十一年十月二十三日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成四十一年九月二十日 利子を支払う。 六月間に属する て、その日以前 各支払期におい を支払期とし、 及び九月二十日 毎年三月二十日 及び九月二十日